野田市子どもの読書活動推進計画（第二次）（素案）

野田市教育委員会

目次

第１章 計画の策定にあたって 1
　１ 子ども読書活動推進の理念と計画策定の目的 1
　２ 国、県の動向 2
　　（１）国の動向 2
　　（２）県の動向 2
　３ 計画の対象、期間、位置づけ 2
　　（１）対象 2
　　（２）期間 2
　　（３）位置づけ 2
第２章 子ども読書活動の状況 4
　１ 読書活動の傾向 4
　２ 読書環境の変化 12
　３ 現在の取組状況と課題 13
第３章 計画の基本的な考え方 15
　１ 基本方針 15
　２ 計画の推進体制 16
　　（１）計画の周知 16
　　（２）関係機関との連携・協働 16
　　（３）計画の実施状況の点検・評価 16
　　（４）計画の目標値 16
第４章 計画推進のための具体的な取組 18
　１ 子どもが読書に親しむ機会の提供と充実 18
　　（１）家庭・地域における取組 18
　　（２）保育園・幼稚園における取組 20
　　（３）学校における取組 21
　　（４）図書館における取組 23
　２ 多様な子どもたちや社会情勢の変化に対応した読書環境の整備 26
　　（１）読書バリアフリーを推進する取組 26
　　（２）子どもの視点に立った読書活動を推進する取組 28
　　（３）デジタル社会に対応した取組 29
■資料編 30
子どもの読書活動の推進に関する法律 31
視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律 34
「読書についてのアンケート」実施概要 40

第１章 計画の策定にあたって

１ 子ども読書活動推進の理念と計画策定の目的

子どもたちが読書活動を通じて豊かな人間性を育み、創造性と思考力を培うことは、未来を切り拓く力を養う上で欠くことのできないものであり、社会全体で積極的にそのための環境の整備を推進していくことは極めて重要です。

平成 13 年 12 月に施行された「子どもの読書活動の推進に関する法律」（以下「推進法」という。）では、基本理念の中で「子どもの読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものである」とし、第９条第２項で「市町村は、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画を策定するよう努めなければならない」としています。（一部抜粋）

野田市においては平成 18 年に「野田市子どもの読書活動推進計画」を策定し、家庭、地域、学校、幼稚園、保育所、市立図書館、地域団体等の連携の中で、地域の人材活用という視点を重視し、子どもの読書活動の充実を図ってきました。

特に、市内の一部学校で「推進法」制定以前から、ボランティアによる学校図書館への支援が行われ、平成 15 年に「全国読書活動優秀実践校」として文部科学大臣表彰を受ける実践があったという経緯を踏まえ、地域コーディネイターを軸としたボランティアの活用を重視し、市内全ての中学校学区で地域教育プラットフォームを企図しました。

さらに、平成 19 年には文部科学省委託研究「新教育システム開発プログラム（学校図書館関係）」を受託し、翌年には各中学校学区に学校支援地域本部を設置しました。

また、早期より学校図書館支援員を臨時職員として採用するなどの取り組みを行い、「子供の読書活動優秀実践」として文部科学大臣表彰を受ける実践が生まれました。

平成 26 年に学校図書館法が改正された後は、学校司書の採用を視野に入れつつ、従来の「野田市子どもの読書活動推進計画」に基づく環境整備を推進してきましたが、近年、情報化の著しい進展等、子どもを取り巻く環境が複雑化、多様化する中、それらに対応した第二次計画を策定するものです。

2 国、県の動向

（１）国の動向

推進法は、「子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資する」ことを目的として制定され、その中で、国が「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定し公表することや、4 月 23 日を「子ども読書の日」とすることを定めています。

国は平成 14 年８月に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定し、平成 20 年３月に第二次「同計画」、平成 25 年５月に第三次「同計画」、平成 30 年４月には第四次「同計画」、そして令和５年３月に第五次「同計画」を策定しました。

第五次計画においては基本方針として、「不読率の低減」「多様な子どもたちの読書機会の確保」「デジタル社会に対応した読書環境の整備」「子どもの視点に立った読書活動の推進」を掲げています。

（２）県の動向

千葉県は平成 15 年３月に「千葉県子どもの読書活動推進計画」を策定し、平成 22 年３月に「同（第二次）」、平成 27 年３月に「同（第三次）」令和２年２月「同（第四次）」を策定しました。

令和７年 10 月に策定された「同（第五次）」では、「社会全体における子どもの読書活動への関心を高める取組の推進」と「読書環境の整備と連携体制の構築」を基本方針としています。

3 計画の対象、期間、位置づけ

（１）対象

本計画の対象は、０歳からおおむね 18 歳以下の子どもとします。また、保護者をはじめ、子どもと子どもの読書活動に関わるすべての大人や地域、学校、行政、関係機関も対象とします。

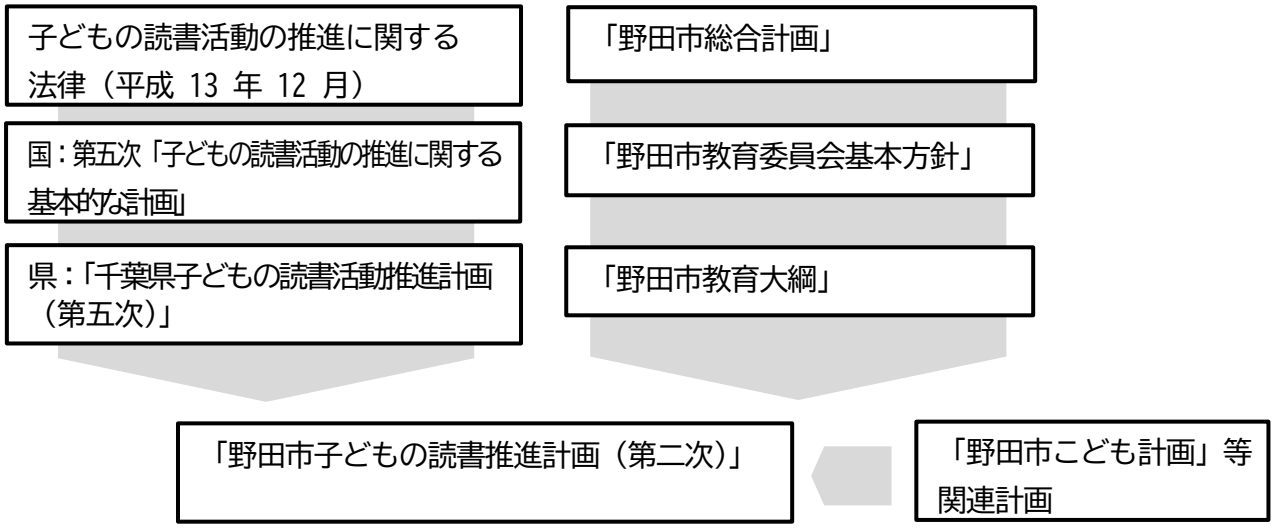
（２）期間

本計画の期間は令和９年度より概ね５年間とします。

（３）位置づけ

本計画は推進法第９条第２項に基づき、国の「第五次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」及び「千葉県子どもの読書活動推進計画（第五次）」を基本とし、

その内容を踏まえた計画とします。また「野田市総合計画」をはじめ、本市の教育に関する各計画との整合を図り、特に「野田市こども計画」の基本理念である「すべてのこども・若者が未来に希望を持ち、ひとしく権利の擁護が図られ、すこやかに成長できる」ことを念頭に、子どもの読書活動を推進していきます。



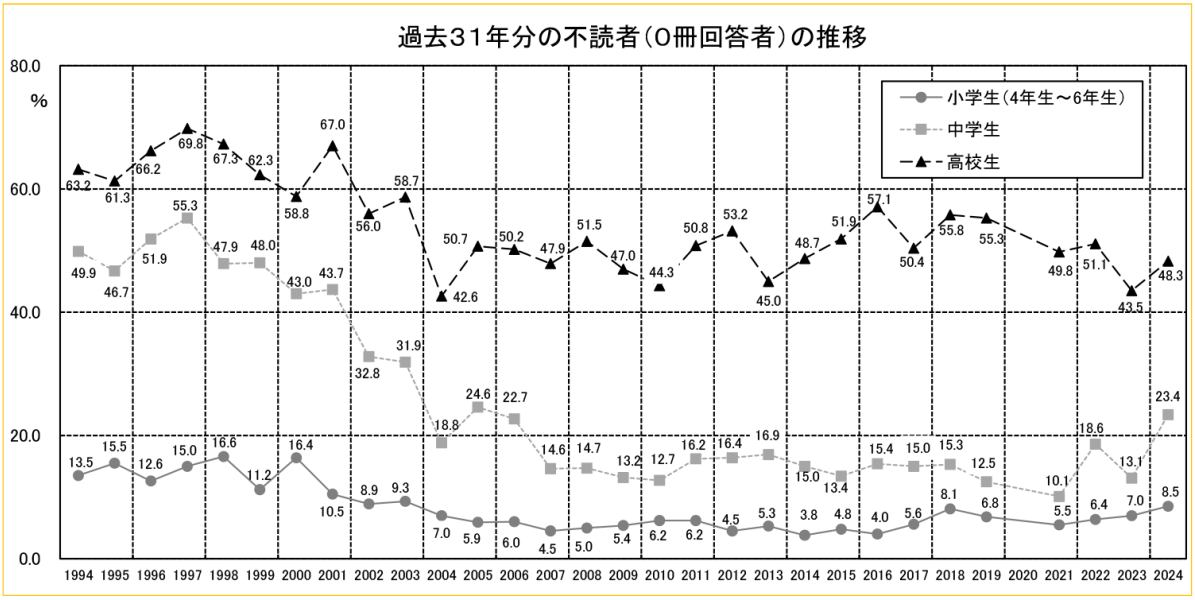
第２章 子ども読書活動の状況

１ 読書活動の傾向

国の第五次基本計画や文部科学省が実施した「全国学力・学習状況調査」、及び全国学校図書館協議会による「学校読書調査」の結果等から、子ども読書活動の傾向を整理します。

国の第五次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」では、「１か月に本を１冊も読まない子どもの割合（以下「不読率」という。）について、令和４年度（2022年度）に、小学生２％以下、中学生８％以下、高校生 26%以下とするという目標を掲げた。これに対し、令和４年度、小学生 6.4%、中学生 18.6%、高校生 51.1%であり、いずれの学校段階でも、数値目標までの改善は図られていない。」と示されました。

全国学校図書館協議会「学校読書調査」



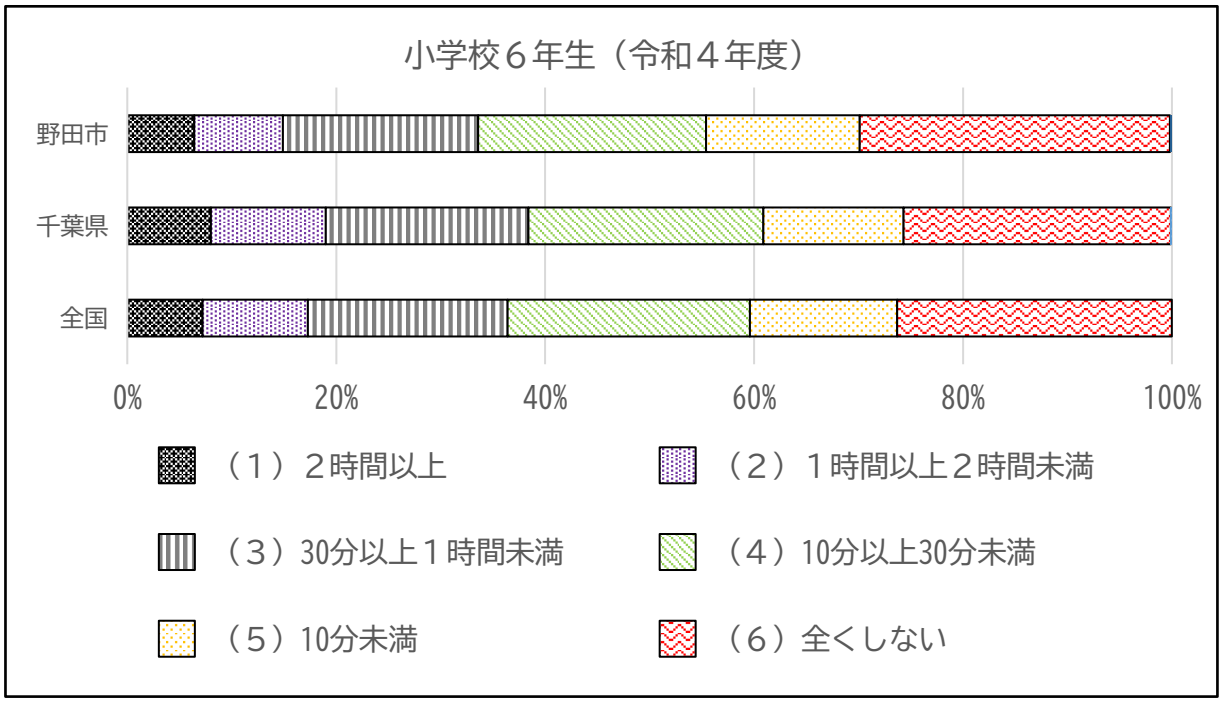
「千葉県子どもの読書活動推進計画（第五次）」では、「不読率は平成 30 年度と令和６年度を比較し、小学６年生は（18.0%から 13.1%に）4.9 ポイント減少しましたが、目標値には到達しませんでした。中学３年生は（29.1%から 14.5%に）14.6 ポイント減少し、目標値に到達しました。高校２年生は（45.9%から 39.8%に）6.1 ポイント減少し、目標値に近づきましたが、依然として不読率は高い状況にあります。」と示されています。県は「全国学力・学習状況調査」を基本に、参考とする調査が国と異なり、質問事項が同一でないため数値の現れ方に違いはありますが、いずれにしても「本を読まない」子どもが一定数存在している状況です。

野田市の状況を「全国学力・学習状況調査」から見ると、令和４年度は不読率の割合について全国、千葉県との差が３～４ポイントでしたが、令和７年度は 10 ポイント前後高くなっています。増加率でみると、小学校６年生では国が 11.0%、県が 11.3%増加しているのに対し、野田市は 31.0%の増加。中学校３年生では国が 7.2%、県が 9.7%の増加であるのに対し、野田市は 28.1%増加しており、不読率が高くなっている状況です。

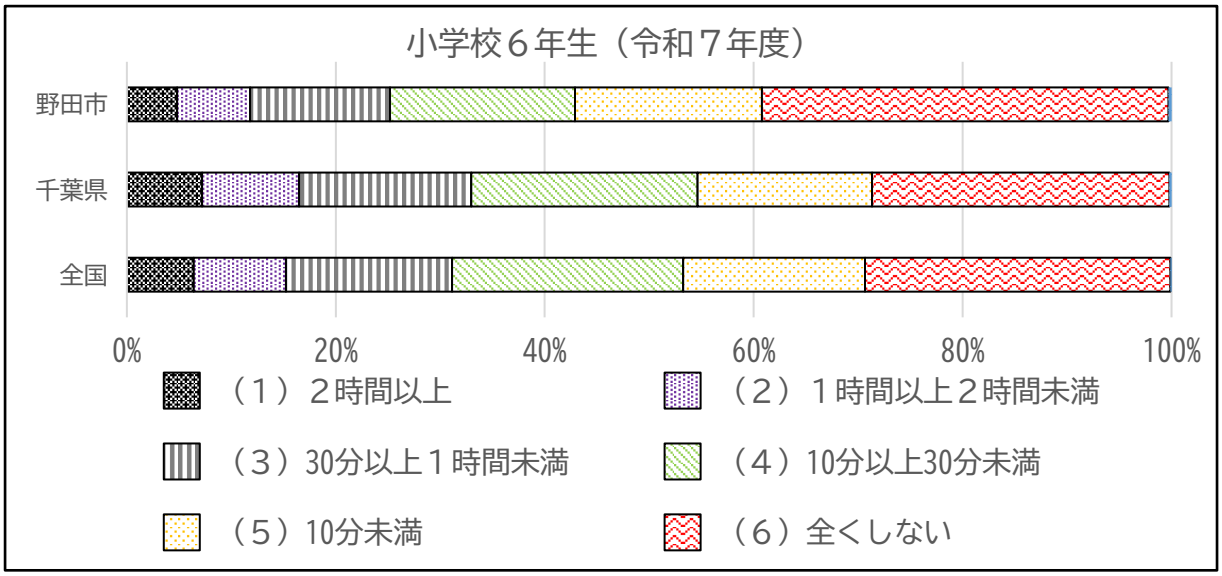
※「増加率」＝【令和７年度（６）】－【令和４年度（６）】÷【令和４年度（６）】×100

全国学力・学習状況調査［児童・生徒質問］

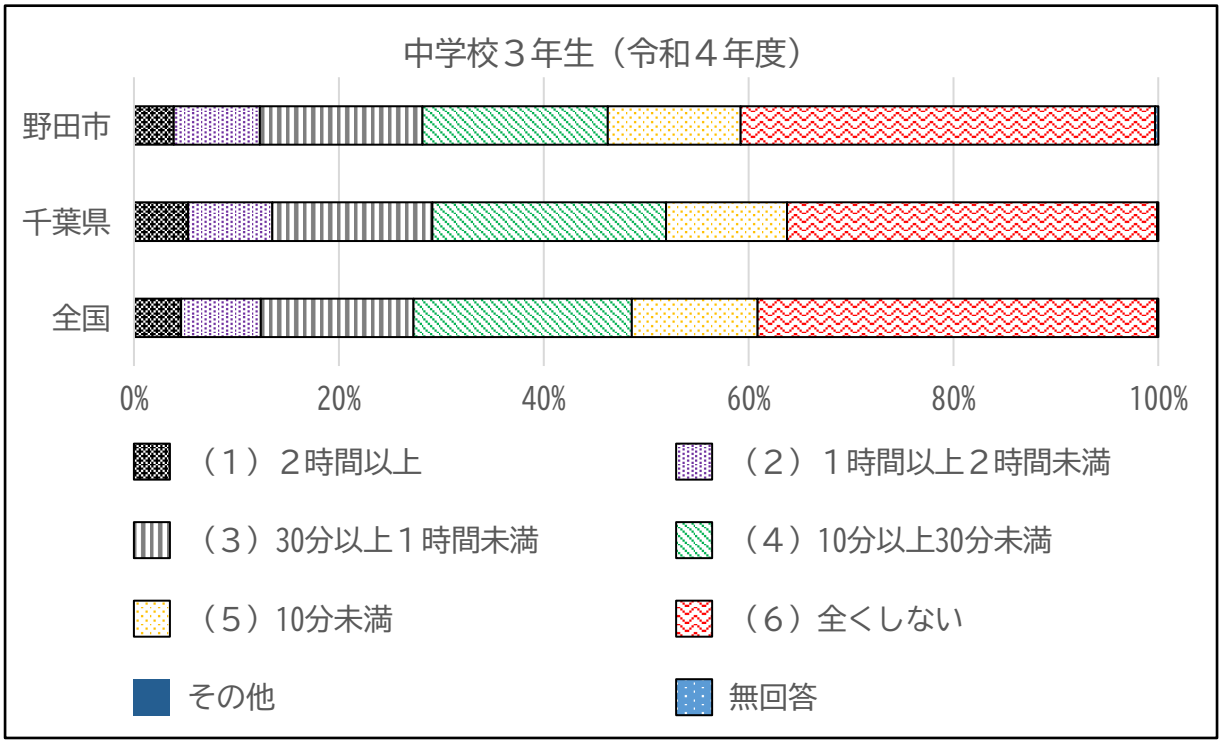
質問事項
学校の授業時間以外に、普段（月曜日から金曜日）、１日どれくらいの時間、読書をしますか（電子書籍の読書も含む。教科書や参考書、漫画や雑誌は除く）



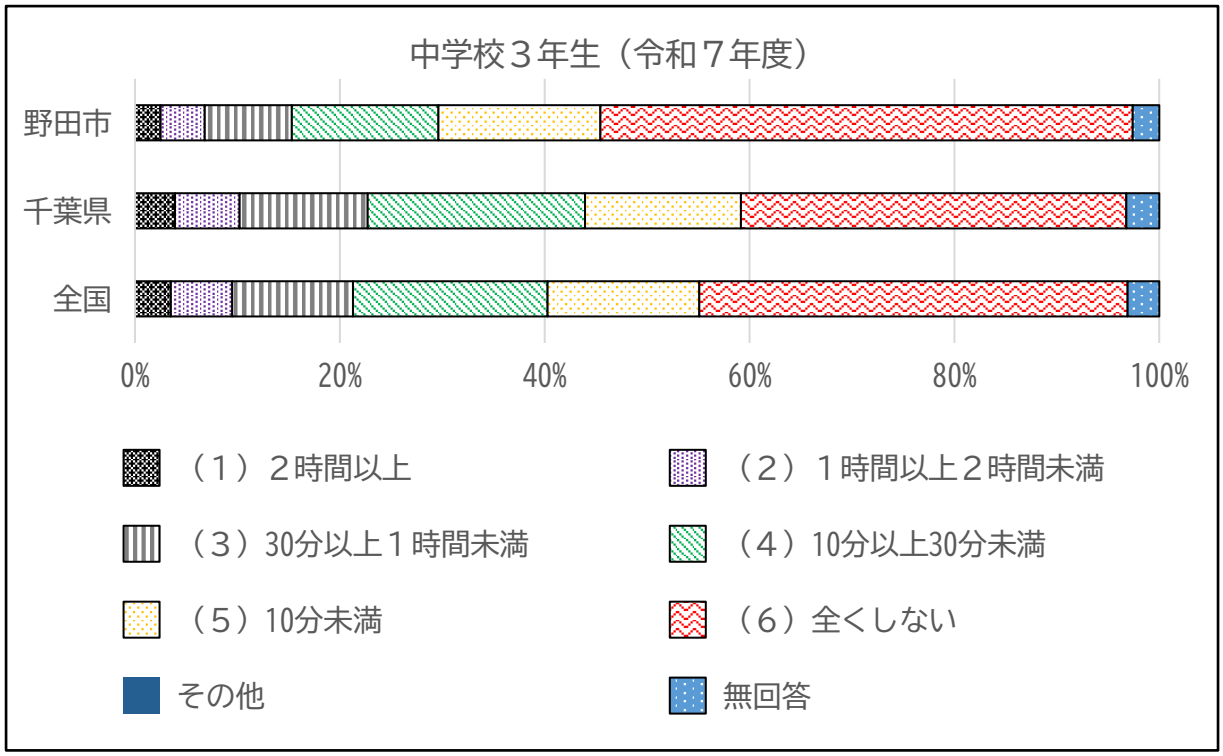
選択肢	（１）	（２）	（３）	（４）	（５）	（６）	その他	無回答
野田市	6.4	8.5	18.7	21.8	14.7	29.7	0.2	0.0
千葉県	8.0	11.0	19.4	22.5	13.4	25.6	0.0	0.1
全国	7.2	10.1	19.1	23.2	14.1	26.3	0.0	0.0



選択肢	（１）	（２）	（３）	（４）	（５）	（６）	その他	無回答
野田市	4.8	7.0	13.4	17.7	17.9	38.9	0.0	0.3
千葉県	7.2	9.3	16.5	21.7	16.7	28.5	0.0	0.2
全国	6.4	8.8	15.9	22.1	17.4	29.2	0.0	0.1



選択肢	（１）	（２）	（３）	（４）	（５）	（６）	その他	無回答
野田市	3.9	8.4	15.9	18.1	13.0	40.5	0.0	0.3
千葉県	5.3	8.2	15.6	22.8	11.8	36.1	0.0	0.1
全国	4.6	7.8	14.9	21.3	12.3	39.0	0.0	0.1

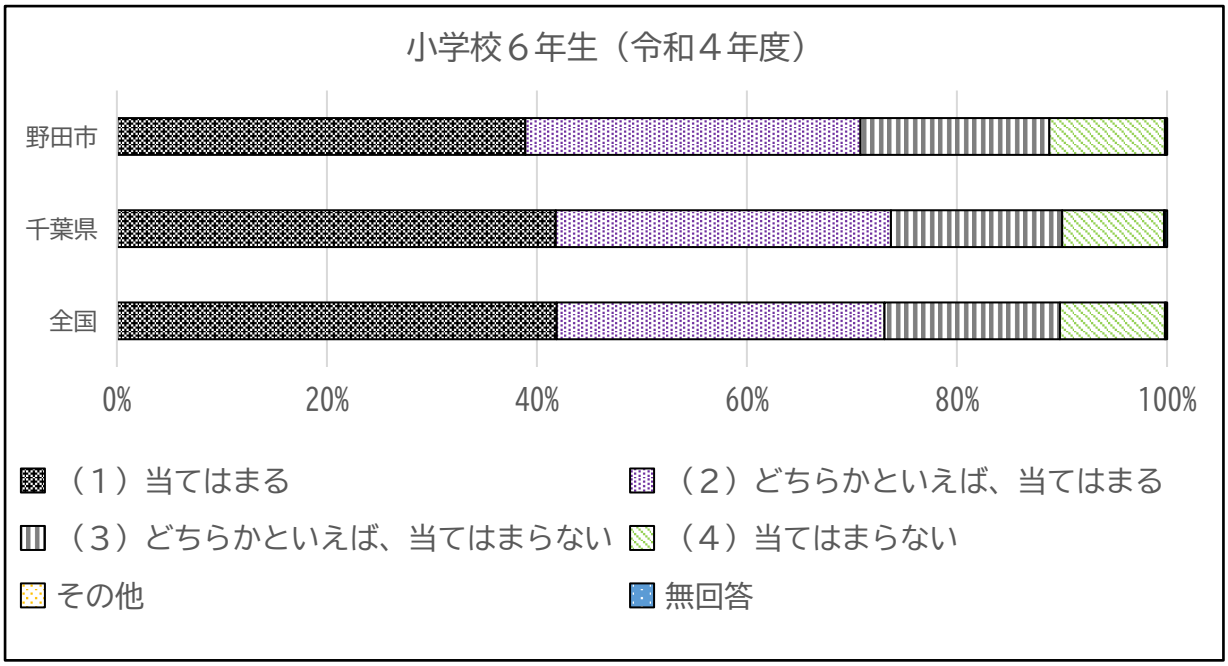


選択肢	（１）	（２）	（３）	（４）	（５）	（６）	その他	無回答
野田市	2.5	4.3	8.5	14.3	15.8	51.9	0.0	2.6
千葉県	3.9	6.3	12.5	21.2	15.2	37.6	0.0	3.2
全国	3.6	6.0	11.8	19.0	14.8	41.8	0.0	3.1

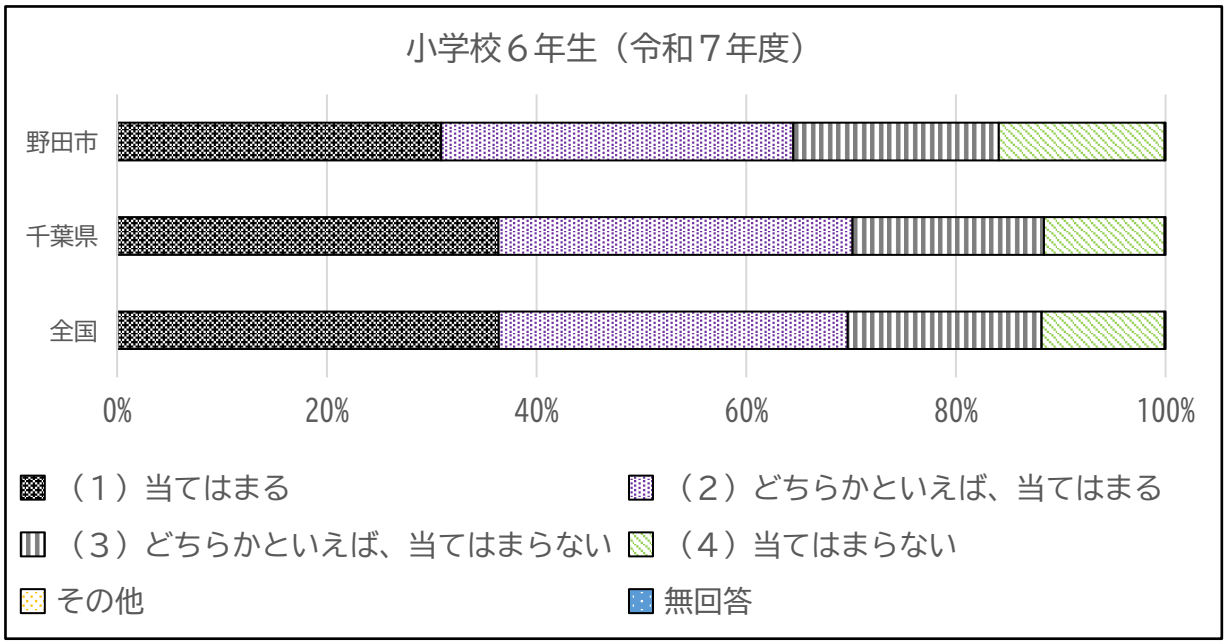
しかしながら、「読書は好きですか」という質問に対して、（１）「当てはまる」（２）「どちらかといえば、当てはまる」と回答した「読書の好きな子どもの割合」は、全国や県の数値には届かないまでも、令和４年度は小学生 70.8%、中学生 65.7%、令和７年度は小学生 64.5%、中学生 53.7%で、本を読むこと自体への抵抗はそれほど大きくないと思われます。

全国学力・学習状況調査［児童・生徒質問］

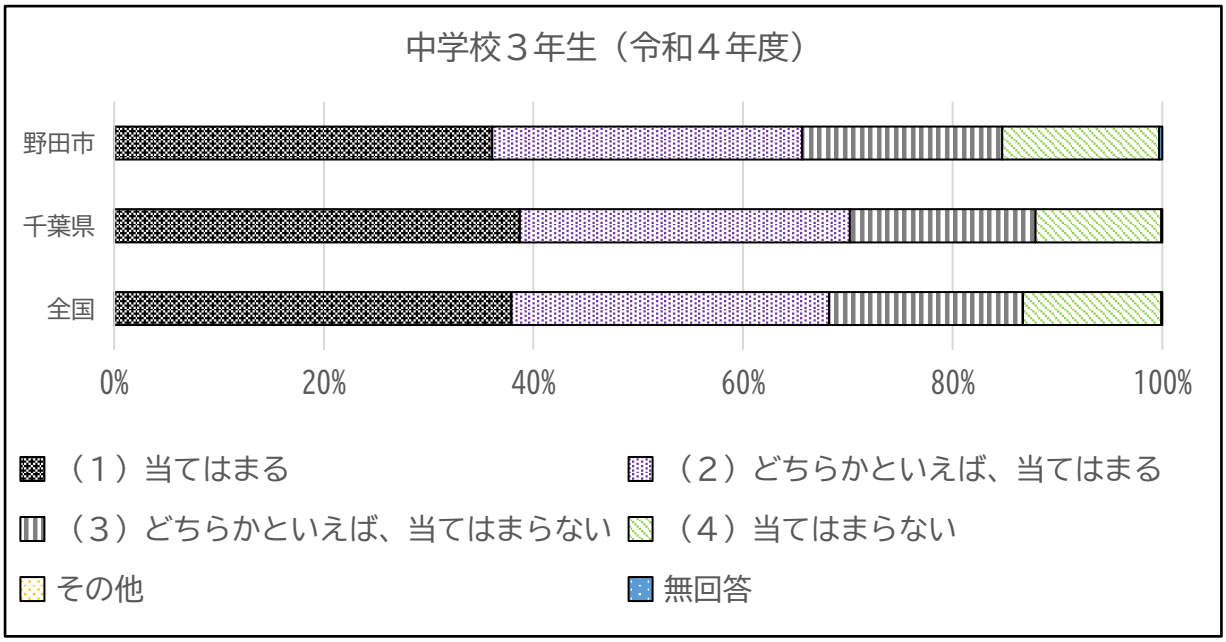
質問事項
読書は好きですか



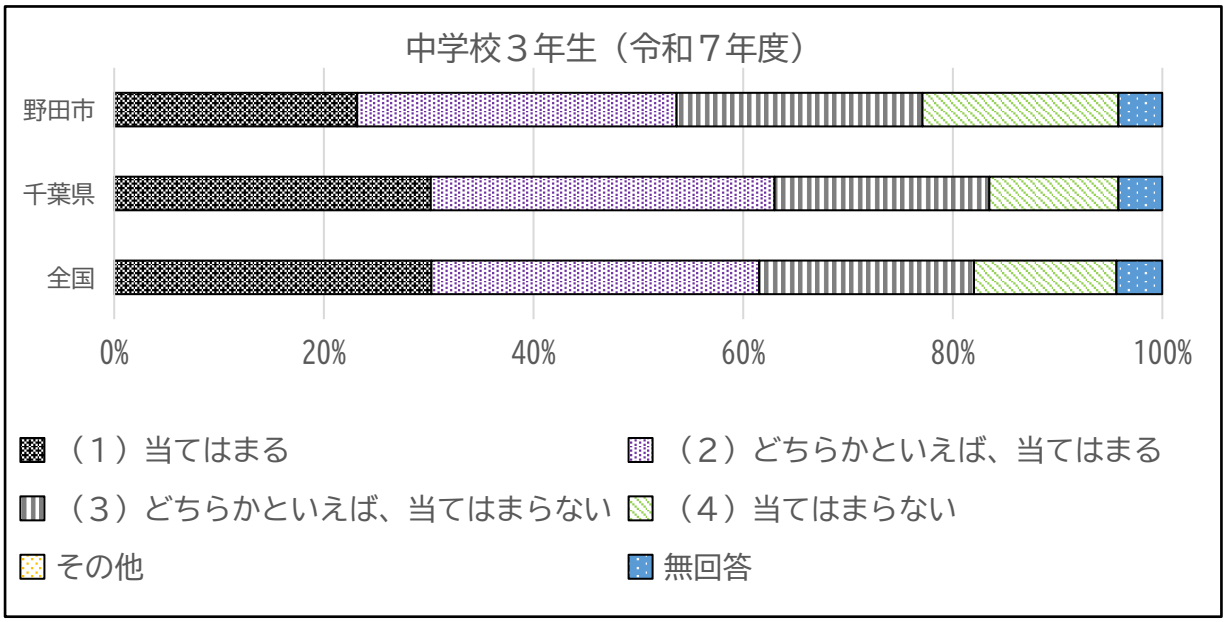
選択肢	（１）	（２）	（３）	（４）	その他	無回答
野田市	38.9	31.9	18.0	11.0	0.1	0.1
千葉県	41.8	31.9	16.3	9.7	0.1	0.2
全国	41.9	31.2	16.7	10.0	0.1	0.1



選択肢	（１）	（２）	（３）	（４）	その他	無回答
野田市	30.9	33.6	19.6	15.8	0.0	0.1
千葉県	36.4	33.8	18.3	11.5	0.0	0.1
全国	36.4	33.3	18.5	11.7	0.0	0.1



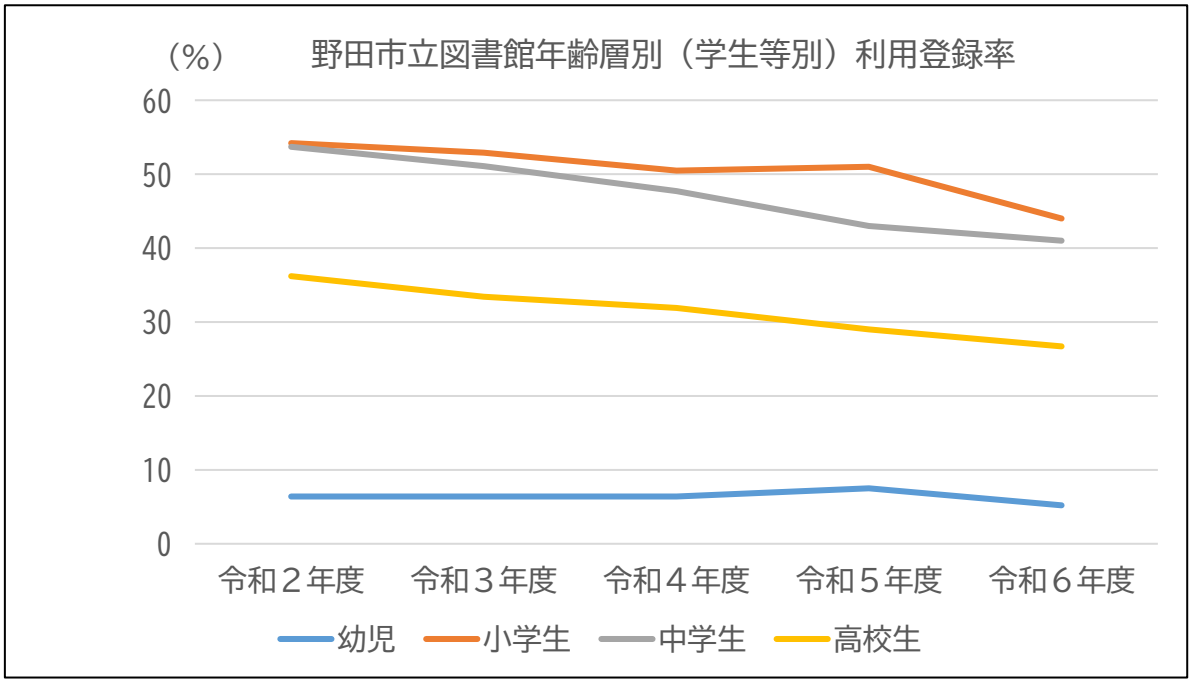
選択肢	（１）	（２）	（３）	（４）	その他	無回答
野田市	36.1	29.6	19.1	15.0	0.0	0.3
千葉県	38.7	31.5	17.7	12.0	0.0	0.1
全国	37.9	30.3	18.5	13.2	0.0	0.1



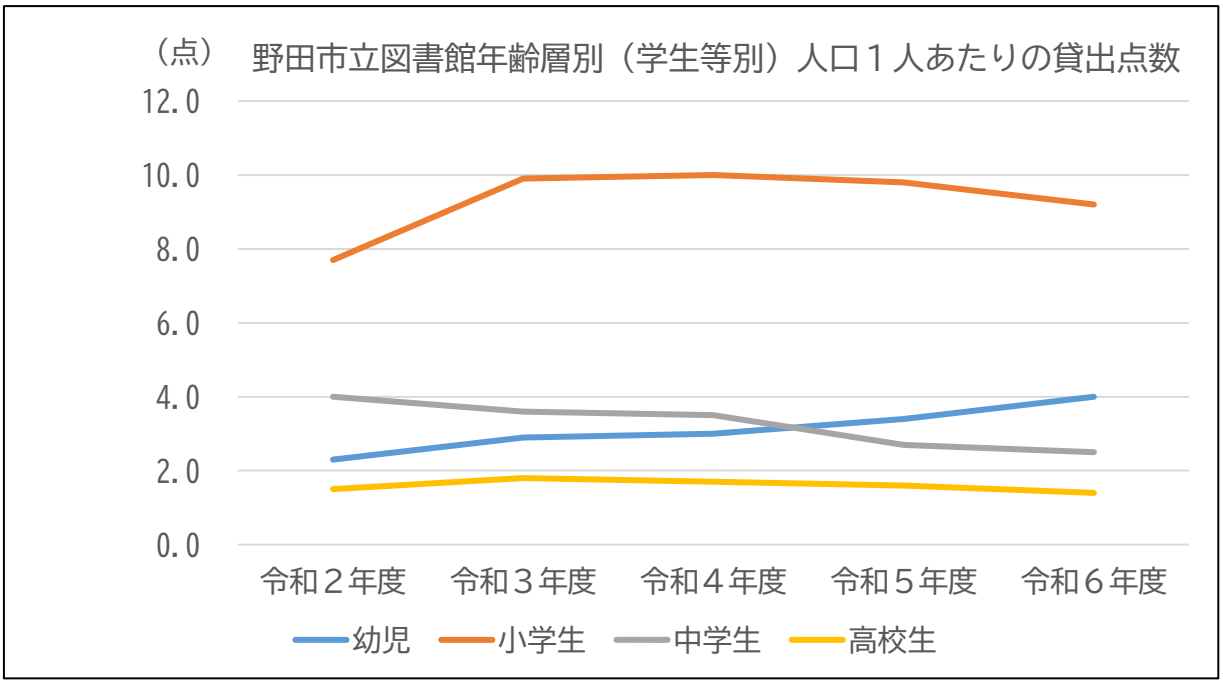
選択肢	（１）	（２）	（３）	（４）	その他	無回答
野田市	23.2	30.5	23.5	18.7	0.0	4.2
千葉県	30.2	32.8	20.5	12.3	0.0	4.2
全国	30.3	31.3	20.5	13.6	0.0	4.4

次に図書館の利用状況を見ると、「年齢層別（学生等別）の利用登録率」は令和２年度以降、若干の上下はありますが全体的に下降傾向にあります。

また、「人口１人当たりの貸出点数」も、中学生、高校生は徐々に減少しており、小学生は新型コロナウイルス感染症の影響が薄れた令和３、４年度をピークに、その後やや減少しています。その中で幼児は令和２年度より一貫して増加を続けており、幼児の読書活動に対する保護者の方々の熱心さがうかがえます。



	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
幼児	6.4	6.4	6.4	7.5	5.2
小学生	54.2	52.9	50.5	51.0	44.0
中学生	53.7	51.1	47.7	43.0	41.0
高校生	36.2	33.4	31.9	29.0	26.7



	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
幼児	2.3	2.9	3.0	3.4	4.0
小学生	7.7	9.9	10.0	9.8	9.2
中学生	4.0	3.6	3.5	2.7	2.5
高校生	1.5	1.8	1.7	1.6	1.4

2 読書環境の変化

（１）読書バリアフリーの促進

「障害の有無に関わらず国民が等しく読書を通じて文字活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現」を目指す、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」（読書バリアフリー法）が令和元年６月に施行されました。

千葉県でも読書バリアフリー推進に係る施策を総合的に推進するための指針として、「千葉県読書バリアフリー推進計画」が令和５年３月に策定されました。

読書バリアフリーは視覚障がい者のほか、図書館利用に困難のある人すべてを対象とします。読字困難（ディスレクシア等）や特定分野に特異な才能のある児童生徒、母語の相違などの配慮を要する子どもをはじめ、すべての子どもに対応した取り組みが必要とされます。

野田市では音声デイジー[1]等の録音図書や、大活字本やＬＬブック（やさしく読める本）等、バリアフリー資料の貸出を実施していますが、その多くが一般成人用であるため、子どもたちに対応した資料の拡充を進めます。

（２）デジタル社会の進展

デジタル社会の急速な進展により、子どものスマートフォン保有率の増加や、ＧＩＧＡスクール構想による一人一台端末環境の整備が、子どもを取り巻く読書環境に大きな変化を与えています。「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和４年６月７日閣議決定）において掲げられた、「誰もが、いつでもどこからでも、誰とでも、自分らしく学べる社会」を目指すために、子どもたちの健康や発達段階等に配慮しつつ、電子書籍等の利用を進める必要があります。

また、図書館等の社会教育施設においても、デジタル技術を活用することで、地域の教育力を向上させ、デジタル田園都市国家構想の実現に貢献することが求められています。

野田市では令和６年 10 月から野田市電子図書館サービスを開始し、小中学校の全児童生徒にＩＤを配付することで、タブレット端末で電子書籍を利用することが可能となりました。今後も、何人でも同時に利用できる子ども向け資料を中心にサービスの拡充を進めます。

[1] デイジー（DAISY）とは、Digital Accessible Information System の略で、「アクセシブルな情報システム」と訳されるデジタル録音図書の国際標準規格です。1 枚の CD に約 60 時間の録音が可能です。

3 現在の取組状況と課題

平成 18 年策定の「野田市子どもの読書活動推進計画」では、「子どもが読書に親しむ機会の提供と充実」「家庭、地域、学校を通じた社会全体での取組の推進」「読書活動に関する理解と関心を高める取組の推進」の三つの基本方針のもとに、必要な施策・事業を体系化するように推進してきました。第二次計画の策定にあたり、現在の取組状況と課題についてまとめました。

（１）現在の取組状況

「子どもが読書に親しむ機会の提供と充実」では、図書館及び学校図書館や、保育園・幼稚園・子ども館の図書コーナーの資料整備を実施しました。特に学校図書館は指導課と興風図書館が全小中学校を訪問し、運営状態、蔵書の状況及び必要な支援等について調査を実施し、現状を把握するとともに、必要なアドバイスを行うことで読書環境の充実に努めました。

また、図書館から小中学校へ学級文庫用図書や授業支援の団体貸出を行っており、関宿地区については「関宿地区読書推進事業」として、授業支援、個人貸出の図書も含め、隔週で図書館から巡回貸出を実施し、学校での読書活動を支援しました。

そのほかに、各所でのおはなし会や、クラスごとに図書館を訪問する「図書館学校」を実施したほか、「図書館を使った調べる学習コンクール」を開催し、子どもたちが本に触れるきっかけづくりを行いました。

「家庭、地域、学校を通じた社会全体での取組の推進」では、ブックスタート事業や読み聞かせ関連講座で、家庭での読書や読み聞かせの大切さをお伝えしました。ブックスタートでは３か月児健康相談対象者のうち、ほぼ 100 パーセントに近い保護者の方に対応することができました。

また、学校や公共施設等で読み聞かせを実施するために、おはなしボランティア養成講座を開催して人材を養成し、各所でおはなし会を実施しました。

「読書活動に関する理解と関心を高める取組の推進」では、子ども読書週間に合わせ「図書館こどもまつり」を開催したほか、子どもに関連する各種イベントを実施し、子どもの読書活動に対する関心を高めました。これらは保護者の手元に情報が届きやすくするよう、野田市子育て支援情報のにじいろｎａｖｉと連携しています。

そのほかにも、各年代別のおすすめ本リストを作成して、リーフレットやホームページで提供し、子どもの読書への理解を促しました。

（２）課題

①　不読率の低減と読書への興味の拡大

野田市は不読率が千葉県全体の平均に比べ高い状況にあり、本次計画ではこの割合を下げるとともに、読書が好きな子どもの割合を上げていかなければなりません。そのためには、野田市の子どもたちの読書活動について、十分な実態把握を行い、学校と共有し、さらに先進自治体の施策との比較検証を行う必要があります。

さらに、読書離れの傾向が顕著な、中学生、高校生の年代に対しては、読書に対するニーズを把握することが出来ていないため、直接聴取することで、関心を引くような取り組みを形成する必要があります。

②　読書環境の整備と機会の確保

いつでも・どこでも子どもが本を読めるように、読書環境が整っていることが理想です。国の計画で示されているように、従来の紙の本に加え、タブレットやスマートフォンで読むことができる電子書籍サービスを拡充することも有効と考えられます。

そのほかにも、多様な子どもたちの読書機会の確保が求められています。文字を読むことが難しい子どもや、日本語を母語としない子どもなど、多様な子どもたちに対して、それに対応する様々な本があります。点字図書や大活字本、ＬＬブックや電子媒体の本などのバリアフリー資料の整備や、多くの人にその存在を周知することが必要です。

③　専門的人材の確保と本を届けるシステムの構築

子どもが本に出合うきっかけの提供や、いつでも本が読める環境を整えるには、図書館や学校図書館での司書の専門的なサポートが欠かせません。司書は、子どもの発達段階に応じた適切な本を選び、読書の楽しさを伝える専門家です。単に本を貸し出すだけでなく、一人一人の興味を引き出す読書案内や、主体的な探究学習を支える情報リテラシーの育成に欠かせない存在だからです。そのため、図書館や学校図書館への司書の適正な配置が求められます。

また、学校図書館では蔵書整備を計画的に進めていますが、各々の学校で用意できる本に限りはあり、子どもたちのニーズ全てに対応できるわけではありません。学校に無い本を図書館で借りるにしても、自宅から簡単に図書館に行ける子どもばかりではありません。それらを補完するためにも、関宿地域読書推進事業と同様の配本システムの構築を検討する必要があります。

第３章 計画の基本的な考え方

１ 基本方針

本計画では、家庭、地域、各園、学校、市立図書館等がそれぞれの役割を果たしながら連携・協働して、子どもの発達段階に応じた読書活動を推進することを目指し、次の基本方針を定めます。

（１）基本方針１「子どもが読書に親しむ機会の提供と充実」

子どもが読書を通じて読解力や表現力､豊かな感性や知識を身に付け、未来の社会で多様な人たちと共生する力を得られるよう、発達段階に応じた読書活動を行う機会を提供します。すべての子どもが、発達段階等に応じて、いろいろな場所で本に親しむことができるよう、施設の整備や蔵書の充実、子どもと本を結びつける人材の育成など、環境の整備・充実に努めます。

（２）基本方針２「多様な子どもたちや社会情勢の変化に対応した読書環境の整備」

障がいの有無や母語などに関わらず、すべての子どもたちが読書に親しむための環境を整備します。

2 計画の推進体制

（１）計画の周知

計画の推進については多くの関係者の理解と協力が必要となります。市や図書館のホームページ等各種広報媒体への掲載や、保育園、幼稚園、学校等での広報を積極的に行い、計画内容や取組について理解を深め、参加や協力を得られるよう努めます。

（２）関係機関との連携・協働

子どもの読書活動推進には関係機関や団体等がその重要性を認識して環境を整えることや、既存の取組の中で子どもの読書活動推進の考え方を盛り込んでいくことが必要です。それぞれが果たす役割を明確にし、連携・協力して進めていきます。

（３）計画の実施状況の点検・評価

計画初期と後期の調査により実施状況を把握し、その結果について「野田市図書館協議会」の会議開催を通じて点検・評価を行い、計画を進捗管理します。

計画期間中に、子どもの読書活動を取り巻く状況等の大きな変化が生じた場合や、子どもの意見を反映するために必要がある場合は、取組内容を適宜見直します。

（４）計画の目標値

計画最終年度（令和 13 年度）に達成すべき具体的な目標値を以下のとおり設定します。

参考：「全国学力・学習状況調査」（文部科学省）

指標	本市の現状（令和７年度）		本市の目標値	※参考（令和７年度）		県の目標値
				全国の現状	県の現状	
読書が好きな子どもの割合	小学６年生	64.5%	85%	69.7%	70.2%	85%
	中学３年生	53.7%	80%	61.6%	63.0%	80%

指標	本市の現状（令和７年度）		本市の目標値	※参考（令和７年度）		県の目標値
				全国の現状	県の現状	
不読率（普段全く本を読まない子どもの割合）	小学６年生	38.9%	８%	29.2%	28.5%	８%
	中学３年生	51.9%	20%	41.8%	37.6%	20%

参考：年度別「児童書貸出冊数」を対象人口（0～15 歳）から算出

指標	令和５年度	令和６年度	令和７年度	目標値
子ども１人あたりの児童書の貸出冊数（図書館）	13.4冊	13.3冊	12.7冊	14冊

参考：「学校図書館貸出数」（学校教育部指導課）

指標	令和５年度	令和６年度	令和７年度	目標値
児童生徒１人あたりの貸出冊数（学校図書館）	21.4冊	23.7冊	26.6冊	33冊

参考：「千葉県の図書館」（千葉県公共図書館協会）

指標	令和５年度	令和６年度	令和７年度	目標値
児童書（外国語資料）の蔵書数（図書館）	1,677冊	1,684冊	1,717冊	1,900冊

参考：「野田市立図書館統計」

指標	令和５年度	令和６年度	令和７年度	目標値
ＬＬブック[2]（やさしく読める本）の蔵書数（図書館）	38冊	46冊	58冊	90冊

[2] LL とは、スウェーデン語の Lättläst の略で「やさしく読める」を意味しています。知的障がいのある方や、日本語が得意でない方などでも理解しやすいよう、わかりやすい文章で書かれ、絵記号、イラスト、写真などが多く使用されています。

第４章 計画推進のための具体的な取組

１ 子どもが読書に親しむ機会の提供と充実

（１）家庭・地域における取組

【取組推進のポイント】

●読書習慣形成のための保護者等への働きかけ

＜役割＞

子どもは、読書をすることにより言葉を理解し、知識を広め、感性を磨き、表現力や思考力を高め、想像力を豊かにします。子どもの読書活動は、子どもが豊かな心をはぐくみ、健やかに成長し、豊かな人生を送るために、極めて重要な活動です。

しかし、子どもは興味の無い本を与えられたり、親などから読書を強制されると読書に対する興味を失って、かえって読書離れを起こす場合もあります。成果を性急に求めずに子どもの成長を温かく見守ることが重要です。

子どもが読書に親しむ習慣を身に付ける上で家庭の果たす役割は非常に大きく、乳幼児期から家庭の中で親子が一緒に日常的に本と親しむような環境づくりが必要であり、そのことがその後の子どもの読書活動に大きな影響を及ぼします。

そのためには、子どもの人格が形成される乳幼児期からの耳からの読書として、親や周囲の大人たちからの言葉かけから始まり、子どもの成長に合わせて家庭での本の読み聞かせから日常的に親子が一緒に本を読む機会を持ち、読書の楽しさを体得し、一緒に図書館へ出かけたりして、積極的に読書に親しむ機会を増やすことが大切です。

取組	所管課	連携組織	方向性
ブックスタート事業の実施	保健センター 興風図書館	ボランティア	継続
３か月児健康相談の際に、図書館司書を中心に絵本の読み聞かせの大切さを伝えながら、絵本を贈呈します。			
内容詳細			
３ か月児健康相談の案内及び引換券を保健センターから郵送。３ か月児健康相談当日、図書館司書を中心に図書館職員とボランティアが希望の絵本 ２ 冊とブックスタートパックを配付します。絵本の内容紹介希望者には絵本の読み聞かせを行います。絵本選定・発注、ボランティア調整、配付物作成（興風図書館）　絵本予算計上、配付絵本保管（保健センター）			

取組	所管課	連携組織	方向性
読み聞かせ・読書関連講座の実施	興風図書館 生涯学習課	小学校 ボランティア	拡大
子どもに関わる人たちを対象に、図書館司書による読み聞かせや読書の大切さ等を学ぶ講座を開催します。			
内容詳細			
小学校の読書支援ボランティアを対象に、興風図書館司書が読み聞かせの方法等を指導する講座を開催します。また、公民館での家庭教育学級に、「子どもとの本の楽しみ方」などのテーマで興風図書館から講師派遣を行います。			

取組	所管課	連携組織	方向性
子ども館、公民館、学童保育所、図書館等での連携	児童家庭課 生涯学習課 興風図書館	ボランティア	拡大
図書館司書が子ども館、公民館の図書コーナー整備や学童保育所での読み聞かせ等を連携して実施します。			
内容詳細			
子ども館、公民館の図書コーナーを確認し、利用状況や規模に応じて、図書の入れ替えやレイアウトの変更等を行います。また、ボランティア等による読み聞かせの会を、子ども館、学童保育所等で実施します。			

取組	所管課	連携組織	方向性
家読（うちどく）の推進	興風図書館	指導課 子ども保育課 保健センター	新規
「家読（うちどく）」は、「家庭読書」の略で「家族ふれあい読書」を意味し、家族みんなで読書をすることで本の楽しさに触れ、家族の絆を深めることができると同時に読書の習慣が身に付く取組です。 図書館司書は取組に適したおすすめ本リスト等を子育て世代向けに情報発信し、家読を推進します。			
内容詳細			
家読を推進するため、実践した事例集や、家族みんなで読めるおすすめ本のリストなどを図書館司書が作成し、図書館ホームページに掲載するほか、市ホームページ（にじいろｎａｖｉ）のＬＩＮＥ登録者や、小学校・保育園・幼稚園等で保護者に配付、配信します。			

（2）保育園・幼稚園における取組

【取組推進のポイント】

●各園の図書コーナーや図書館の絵本等の利用促進

＜役割＞

保育園・幼稚園等は幼児期から子どもが多くの時間を過ごす場であり、発達段階に応じ、絵本や物語などに親しみ、想像する楽しさを味わう経験を重ねるための重要な役割を担います。また、保護者に対しては、読み聞かせの意義や大切さを広く普及する役割も果たします。

取組	所管課	連携組織	方向性
図書コーナーの整備	子ども保育課	興風図書館	継続
発達段階に合わせた内容の絵本等を備えた図書コーナーの整備に努め、図書館司書の助言により子どもたちが日常的に本と触れ合える環境づくりを行います。			
内容詳細			
子ども保育課と図書館司書が定期的に保育園、幼稚園を視察して子どもたちの読書の状況及び図書コーナーを確認し、それぞれの状況に応じた指導・助言を行い整備を進めます。			

取組	所管課	連携組織	方向性
図書館からの団体貸出の実施	興風図書館		拡大
図書館の団体貸出により、図書コーナー以外の幅広い種類の本を子どもたちの手に届けます。また、関宿地域読書推進事業と同様の、図書を配送する連携システムを拡大します。			
内容詳細			
現状で団体貸出を利用している園もありますが、それ以外にも利用を広げるため、各園への案内に注力します。また、利用しやすい環境づくりのため、図書館から各園への図書配送システムの拡大を進めます。			

取組	所管課	連携組織	方向性
保護者への情報発信	興風図書館	子ども保育課	新規
図書館司書は園だより等で、保護者に子育てや教育における読書の大切さや、おすすめの本等を紹介します。			
内容詳細			
保護者に、幼児期の読み聞かせや家族で読書を楽しむことが重要であることを伝える案内や、年齢や成長段階に合ったおすすめの本を紹介したリストを図書館司書が作成し、保育園・幼稚園で配付、配信します。			

（３）学校における取組

【取組推進のポイント】

●子どもたちが主体的な読書活動を形成するための支援

＜役割＞

次代を担う子どもたちが健やかに育ち、一人一人の市民が豊かな人生を送ることができるように、学校・地域・家庭がそれぞれの役割を果たしつつ、相互に連携して教育を推進することができるような学習環境の充実を図ることが大切です。

特に学校図書館が「読書センター」「学習・情報センター」「資料センター」としての役割と機能を備え、学校教育の中核的な役割を担い、児童生徒の多様な興味や関心に応えるためには、魅力的な図書資料を整備・充実することが必要です。そのためには、学校図書館の機能の充実に向けた環境を整え、学校図書館を活性化するとともに、児童・生徒の学習を支援し、豊かな心を持った野田市の子どもを育てることができるように環境整備の拡充に努めます。

取組	所管課	連携組織	方向性
学校図書館資料の充実と環境整備	指導課	興風図書館 小学校　中学校	継続
児童・生徒の視点に立った魅力ある図書資料とするため、図書館司書と意見を交わし、子どもたちの成長に役立つ資料の選書を行うとともに、読書環境の整備を図ります。			
内容詳細			
児童生徒からのリクエストを反映し、子どもたちが読みたい本を購入します。また、利用が減少した古い図書の廃棄を積極的に行い、新しい図書を購入することで、魅力ある書棚づくりを行います。そのほか、子どもたちが更に多くの時間に利用できるよう、環境整備を図ります。			

取組	所管課	連携組織	方向性
児童生徒の活動充実の支援	指導課 興風図書館	小学校　中学校 高等学校	拡大
図書委員による新刊紹介や授業でのビブリオバトル[3]、ＰＯＰ（ポップ）[4]の作成に加え、コンテスト参加等、それらを学外へも広げることで、さらに児童生徒が主体的に活動できるよう図書館司書が支援します。			

[3] ビブリオバトルとは、参加者がおすすめの本を持ち合い、１人５分間で魅力を紹介し合って一番読みたくなった本（チャンプ本）を投票で決める、ゲーム感覚の「知的小説・書評合戦」

[4] POP（ポップ）とは、店舗などで商品に関する情報を伝えるための販促物。ここでは書店で本の内容や魅力を紹介するための小さなメッセージカードのこと。

内容詳細
図書委員の新刊紹介や、授業で作成したＰＯＰを図書館で掲示するなどして、学外の同年代の子どもたちにも案内します。また、ビブリオバトルやＰＯＰ作成等は、学校間での交流やコンテスト参加等でさらに活動の充実を図ります。

取組	所管課	連携組織	方向性
図書館との連携	興風図書館 指導課	小学校 中学校	拡大
図書館司書による授業支援や学級文庫支援の団体貸出を中心に、学校図書館の運営相談等、情報交換を密に連携します。また、関宿地区読書推進事業と同様の、図書を配送する連携システムを拡大します。			
内容詳細			
学校からの依頼により、授業のテーマに沿った図書を図書館司書が選書・提供するほか、学級文庫の蔵書支援で団体貸出を行います。また、指導課と図書館司書が定期的に各学校図書館を訪問し、運営相談を行うほか、学校図書館運営研修等で情報共有を行います。そのほか、継続した連携を実現するためにも、図書館と学校間の図書配送システムを拡大します。			

取組	所管課	連携組織	方向性
学校図書館支援員の配置	指導課		拡大
学校図書館を機能させ、児童生徒に図書館サービスを提供するために欠かすことができない、学校図書館支援員の配置を進めると同時に、図書館司書による研修などにより充実を図ります。			
内容詳細			
学校図書館支援員が配置されていない学校では、蔵書の選書、廃棄、配架等、司書の専門性のある部分が不足している傾向が見受けられます。図書購入費の充実のみでなく、学校図書館を運営する上で不可欠な存在である学校図書館支援員の配置を進めます。			

取組	所管課	連携組織	方向性
情報発信	興風図書館 指導課	小学校　中学校 高等学校	新規
子どもが読みたい本を探すとき、また、子どもと関わる大人が子どもに紹介する本を選ぶときに活用できるよう、成長段階に合わせた、おすすめ本を紹介するブックリストを作成し配付します。			
内容詳細			
子どもたちが自分から読みたい本を見つけるきっかけになり、大人にとっても子どもへ適切な本を手渡すための強力なサポートツールとなるブックリストを、図書館司書が年齢や成長段階、興味の対象に合わせて作成し、各児童生徒のクロームブックや学校のＬＩＮＥ連絡帳等を通じて配信します。			

（４）図書館における取組

【取組推進のポイント】

●子どもたちが図書館に来館する機会づくりの促進

＜役割＞

図書館は子どもの読書活動を推進する拠点となり、子どもの読書について司書が相談にのり、子どもの読書活動の意義について、積極的な情報提供、啓発に努め、読書の楽しみを伝える重要な役割を果たします。

発達段階に応じ、子どもや保護者が豊富な蔵書の中から読みたい本や読ませたい本を自由に選択し、読書の楽しみを知ることができるよう支援します。子どもたちが興味・関心の高いテーマの本を、定期的に紹介・発信します。また、学校と連携して読書の楽しさを伝えます。

取組	所管課	連携組織	方向性
児童・ＹＡ[5]資料の充実	興風図書館		継続
幼児、児童や青少年を対象とした絵本や読み物、課題解決の参考となる資料等、良質で魅力ある資料を図書館司書が整備します。			
内容詳細			
乳幼児から発達段階に応じた児童向け図書等の充実に努めるほか、中高生向け図書の幅広い収集に努め、ＹＡコーナーや小中学生の調べ学習用資料の充実を図ります。			

取組	所管課	連携組織	方向性
おはなし会等の実施	興風図書館	ボランティア	拡大
幼児期・学童期に読み聞かせ等を通して本に親しみ、自発的な読書活動を育むよう、おはなし会を毎週実施するためボランティアと図書館で計画します。また、未就園児と保護者を対象にした交流会や、本に紹介された実験や工作を実際に行う、科学あそび教室等を定期的に実施します。			
内容詳細			
市内４館で３歳以上の子どもを対象にした「おはなし会」を毎週実施。また、北図書館、せきやど図書館で実施している「ひだまりのへや」「おやこくらぶ」と同様の、未就園児と保護者を対象にした交流会を毎月全館で実施します。そのほかに身近な材料を使った実験や工作を行う「科学あそび教室」を興風図書館で隔月開催します。			

[5] YA（ワイエー）とは、Young Adult（ヤングアダルト）の略で、13 歳から 19 歳の、大人になりつつある世代を指します。

取組	所管課	連携組織	方向性
ボランティア活動の推進	興風図書館	ボランティア	継続
おはなし会等で協力を得ているボランティアに対し、図書館司書が企画・実施する研修等を通じて更なる技術向上を図り、子どもの読書活動推進に持てる能力を発揮できるような支援体制を整えます。			
内容詳細			
児童文学研究者等の外部講師を迎え、「おはなしボランティアステップアップ研修」（全３回）を実施します。また、月例報告会を開催し、情報交換と読み聞かせ研修を行います。			

取組	所管課	連携組織	方向性
図書館学校の実施	興風図書館	小学校	継続
「図書館学校」とは、主に小学１年生を対象とした、クラスごとの図書館見学会です。実際に図書館を体験することで、児童の利用に繋げます。			
内容詳細			
市内全小学校に事前調査を行い、希望する学校に対し実施します。また、図書館カードを持っていない児童には登録を案内することで、利用のきっかけとします。実施当日は学校からクラスごとに、公用バスなどで来館し、館内見学や読み聞かせを体験することで、図書館を身近に感じてもらいます。			

取組	所管課	連携組織	方向性
図書館を使った調べる学習コンクールの実施	興風図書館 指導課	小学校 中学校	継続
児童生徒が図書館を活用して疑問を調べまとめることで、「生きる力・考える力」を養うことを目的とします。また、図書館司書による支援講座を通して、読書に対する深度を深め、図書館の利用促進を図ります。			
内容詳細			
小学生・中学生を対象に身近な疑問を、図書館や学校図書館の資料を使って調べたものを作品にまとめます。児童・保護者向けに各図書館で図書館司書による支援講座を開催。主に各学校に提出された作品を興風図書館が回収。一次審査、最終審査を開催し、野田市コンクールの各賞を決定。受賞作品は全国コンクールに出品します。			

取組	所管課	連携組織	方向性
児童・生徒との交流	興風図書館	小学校　中学校 高等学校	拡大
図書館の職場体験やＹＡサポーター等のイベントにおいて、図書館司書が児童・生徒から直接意見を聞くことで、資料や環境整備の充実を図ります。			
内容詳細			
図書館での職場体験や、ＹＡサポーターとして図書館の仕事をお手伝いする子どもたちに、自分たちの意見や感覚で書棚を飾りつけてもらうなど、図書館をより身近に感じる取組を行います。			

2 多様な子どもたちや社会情勢の変化に対応した読書環境の整備

（１）読書バリアフリーを推進する取組

【取組推進のポイント】

●多様な子どもたちに対応し得る読書環境の整備

＜役割＞

障がいや日本語を母語としないなど、読書への障壁の有無にかかわらず、すべての子どもに読書の楽しみと喜びを提供できる環境を整える必要があります。

読書に障壁のある子どもの、読書の際に生じる困難さと、必要とされる配慮についての把握に努め、デジタル技術の活用などにより、楽しめる本の充実と、それぞれの子どもに応じた本の情報提供に努めます。

取組	所管課	連携組織	方向性
バリアフリー資料の充実	興風図書館		拡大
通常の本では読書が難しい子どもに対応した、点字絵本やＬＬブック、大活字本等のバリアフリー資料や、読み上げ機能を持つ電子書籍等を整備します。			
内容詳細			
視覚障がい等で通常の活字図書を読むことが困難な子どもに対する「点字絵本」「大活字本」「音声デイジー図書」や、知的障がいや発達障がい、日本語学習中の人などに対応した「ＬＬブック」等のバリアフリー資料を興風図書館で積極的に収集、提供します。			

取組	所管課	連携組織	方向性
外国語・多言語資料、案内の充実	興風図書館		拡大
日本語を母語としない子どもたちの増加に応じて、外国語資料や多言語資料を整備するとともに、各種案内等の優しい日本語表記や多言語化を推進します。			
内容詳細			
外国をルーツとする子どもたちが母語に触れる機会を持つために外国語の本を揃えるほか、日本語に親しむためのやさしい日本語で書かれた本を用意します。こうした本を取り揃えることにより、外国籍の子どもだけでなく、日本の子どもたちにも異なる文化を知る機会をつくります。			

取組	所管課	連携組織	方向性
りんごの棚の設置	興風図書館		新規
特別なニーズのある子どもを対象としたバリアフリーコーナーの「りんごの棚」を整備し、点字つき絵本、さわる絵本、文字の大きい大活字本、やさしい言葉で書かれたＬＬブックなどを一か所に集めて提供します。			
内容詳細			
視覚的に分かりやすくするため、「赤いりんご」のシンボルマークを掲示したコーナーにバリアフリー資料を一か所に集め、一般図書に埋もれさせずＰＲします。また、それらを利用する人以外にも、その存在を周知します。			

（２）子どもの視点に立った読書活動を推進する取組

【取組推進のポイント】

●子どもの意見を適切に反映した読書環境の整備

＜役割＞

子どもの最善の利益を実現する観点から、社会が保護すべきところは保護しつつ、子どもの意見を年齢や発達段階に応じて積極的かつ適切にこども政策に反映させていくことが求められています。

読書活動の推進に当たっても、子どもがそれぞれ好きな本を選択し、好きな時間に、好きな場所で、主体的に読書活動を行えるようにアンケート等、様々な方法で子どもの意見聴取の機会を確保し、多様な子どもの意見を取組に反映させる等、子どもの視点に立った読書活動の推進を行います。

また、子どもたちの読書活動の実態把握と共に、他自治体の施策との比較検証を行うことで、より効果的な施策の実施を検討します。

取組	所管課	連携組織	方向性
子どもの意見を取り入れた図書館運営	興風図書館	指導課	新規
不読率の高い傾向にある中高生へ意見聴取を行い、ＹＡコーナーの充実等、立ち寄りやすく本を手に取りやすい環境整備を実施します。			
内容詳細			
子どもの意見聴取のためのアンケートフォームを興風図書館が作成し、主に各生徒のタブレット端末からの回答によりアンケートを実施します。また、アンケート内容を反映し、子どもが自ら本に触れ、読みたいと思うように、子どもの視点に立って環境を整備します。			

取組	所管課	連携組織	方向性
子どもが主体となって実施する活動や協働的な活動の推進	興風図書館 指導課	中学校 高等学校	新規
子どもの意見聴取の機会を確保するとともに、子どもによる読書に関する取組を活発にするため、ディスプレイによるおすすめ本の紹介やビブリオバトル等を実施します。			
内容詳細			
学校図書館や市立図書館で、自ら選んだ本の紹介ＰＯＰ作りや書棚のディスプレイを行うほか、テーマに沿って数冊の本を順序立てて紹介するブックトークや、ゲーム型書評合戦のビブリオバトル等の実施を推進します。			

（３）デジタル社会に対応した取組

【取組推進のポイント】

●電子書籍を中心とした電子メディアでの読書環境整備

＜役割＞

子どもの読書環境のデジタル化は、ＧＩＧＡスクール構想で一人一台端末が配備された学校での電子書籍活用が推進されています。一方で、動画や漫画のデジタル視聴が増え、読書時間が減少する傾向にあり、特に不読率の高さが問題視されています。この課題に対し、デジタル読書の普及と、従来の紙媒体とデジタルを組み合わせた読書環境の整備、子どもの発達に合わせた支援が求められています。

また、電子書籍の文字拡大や読み上げ機能等は読書バリアフリーの環境整備としての役割も併せ持ちます。

取組	所管課	連携組織	方向性
デジタル読書環境の整備	興風図書館 指導課	小学校 中学校	継続
各児童・生徒に電子図書館ＩＤを配付し、ＧＩＧＡスクール構想により配備されたタブレット端末で、電子図書館を利用できる環境を整備します。			
内容詳細			
小学校・中学校の児童生徒に配付されたタブレット端末を活用し、野田市電子図書館を利用できるよう、学校で電子図書館ＩＤを全員に配付します。それにより、子どもたちが自由に電子書籍にアクセスできる環境が整備され、時間や場所を問わず読書に親しむことが可能となります。			

取組	所管課	連携組織	方向性
電子図書館資料の充実	興風図書館	指導課	拡大
朝読や授業で何人でも同じ本を同時に読める、同時アクセス可能な電子書籍を集中して整備します。			
内容詳細			
電子図書館の児童向け資料については全て、同じ本を何人でも同時に読むことができる「同時アクセスコンテンツ」を購入することで、学校での朝読や調べ学習のほか、家庭への持ち帰りでも順番待ちなしで読書を楽しめる環境づくりを行います。			

■資料編

■ 子どもの読書活動の推進に関する法律

■ 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律

■ 「読書についてのアンケート」実施概要

■子どもの読書活動の推進に関する法律
（平成十三年十二月十二日法律第百五十四号）

（目的）
第一条　この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。
（基本理念）
第二条　子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。
（国の責務）
第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。
（地方公共団体の責務）
第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。
（事業者の努力）
第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。
（保護者の役割）
第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。
（関係機関等との連携強化）
第七条　国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。
（子ども読書活動推進基本計画）

第八条　政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

２ 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

３ 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

（都道府県子ども読書活動推進計画等）

第九条　都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

２　市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

３ 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

４ 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

（子ども読書の日）

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため子ども読書の日を設ける。

２ 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

３ 国及び地方公共団体は、子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

（財政上の措置等）

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

一 本法は子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり行政が不当に干渉することのないようにすること。

二 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。

三 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。

四 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。

五 子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。

六 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

■視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律
（令和元年六月二十八日法律第四十九号）

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の基本となる事項を定めること等により、視覚障害者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進し、もって障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化（文字・活字文化振興法（平成十七年法律第九十一号）第二条に規定する文字・活字文化をいう。）の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「視覚障害者等」とは、視覚障害、発達障害、肢体不自由その他の障害により、書籍（雑誌、新聞その他の刊行物を含む。以下同じ。）について、視覚による表現の認識が困難な者をいう。

２　この法律において「視覚障害者等が利用しやすい書籍」とは、点字図書、拡大図書その他の視覚障害者等がその内容を容易に認識することができる書籍をいう。

３　この法律において「視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等」とは、電子書籍その他の書籍に相当する文字、音声、点字等の電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。第十一条第二項及び第十二条第二項において同じ。）であって、電子計算機等を利用して視覚障害者等がその内容を容易に認識することができるものをいう。

（基本理念）

第三条　視覚障害者等の読書環境の整備の推進は、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。

一　視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等が視覚障害者等の読書に係る利便性の向上に著しく資する特性を有することに鑑み、情報通信その他の分野における先端

的な技術等を活用して視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の普及が図られるとともに、視覚障害者等の需要を踏まえ、引き続き、視覚障害者等が利用しやすい書籍が提供されること。

二　視覚障害者等が利用しやすい書籍及び視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等（以下「視覚障害者等が利用しやすい書籍等」という。）の量的拡充及び質の向上が図られること。

三　視覚障害者等の障害の種類及び程度に応じた配慮がなされること。

（国の責務）

第四条　国は、前条の基本理念にのっとり、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第五条　地方公共団体は、第三条の基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（財政上の措置等）

第六条　政府は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章　基本計画等

（基本計画）

第七条　文部科学大臣及び厚生労働大臣は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画（以下この章において「基本計画」という。）を定めなければならない。

２　基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一　視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策についての基本的な方針

二　視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関し政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

三　前二号に掲げるもののほか、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

３　文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ、経済産業大臣、総務大臣その他の関係行政機関の長に協議しなければならない。

４　文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ、視覚障害者等その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

５　文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定したときは、遅滞なく、これをインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

６　前三項の規定は、基本計画の変更について準用する。

（地方公共団体の計画）

第八条　地方公共団体は、基本計画を勘案して、当該地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の状況等を踏まえ、当該地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない。

２　地方公共団体は、前項の計画を定めようとするときは、あらかじめ、視覚障害者等その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

３　地方公共団体は、第一項の計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

４　前二項の規定は、第一項の計画の変更について準用する。

第三章　基本的施策

（視覚障害者等による図書館の利用に係る体制の整備等）

第九条　国及び地方公共団体は、公立図書館、大学及び高等専門学校の附属図書館並びに学校図書館（以下「公立図書館等」という。）並びに国立国会図書館について、各々の果たすべき役割に応じ、点字図書館とも連携して、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の充実、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の円滑な利用のための支援の充実その他の視覚障害者等によるこれらの図書館の利用に係る体制の整備が行われるよう、必要な施策を講ずるものとする。

２　国及び地方公共団体は、点字図書館について、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の充実、公立図書館等に対する視覚障害者等が利用しやすい書籍等の利用に関する情報提供その他の視覚障害者等が利用しやすい書籍等を視覚障害者が十分かつ円滑に利用することができるようにするための取組の促進に必要な施策を講ずるものとする。

（インターネットを利用したサービスの提供体制の強化）

第十条　国及び地方公共団体は、視覚障害者等がインターネットを利用して全国各地に存する視覚障害者等が利用しやすい書籍等を十分かつ円滑に利用することができるようにするため、次に掲げる施策その他の必要な施策を講ずるものとする。

一　点字図書館等から著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第三十七条第二項又は第三項本文の規定により製作される視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等（以下「特定電子書籍等」という。）であってインターネットにより送信することができるもの及び当該点字図書館等の有する視覚障害者等が利用しやすい書籍等に関する情報の提供を受け、これらをインターネットにより視覚障害者等に提供する全国的なネットワークの運営に対する支援

二　視覚障害者等が利用しやすい書籍等に係るインターネットを利用したサービスの提供についての国立国会図書館、前号のネットワークを運営する者、公立図書館等、点字図書館及び特定電子書籍等の製作を行う者の間の連携の強化

（特定書籍及び特定電子書籍等の製作の支援）

第十一条　国及び地方公共団体は、著作権法第三十七条第一項又は第三項本文の規定により製作される視覚障害者等が利用しやすい書籍（以下「特定書籍」という。）及び特定電子書籍等の製作を支援するため、製作に係る基準の作成等のこれらの質の向上を図るための取組に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

２　国は、特定書籍及び特定電子書籍等の効率的な製作を促進するため、出版を行う者（次条及び第十八条において「出版者」という。）からの特定書籍又は特定電子書籍等の製作を行う者に対する書籍に係る電磁的記録の提供を促進するための環境の整備に必要な支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の販売等の促進等）

第十二条　国は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の販売等が促進されるよう、技術の進歩を適切に反映した規格等の普及の促進、著作権者と出版者との契約に関する情報提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

２　国は、書籍を購入した視覚障害者等からの求めに応じて出版者が当該書籍に係る電磁的記録の提供を行うことその他の出版者からの視覚障害者等に対する書籍に係る電磁的記録の提供を促進するため、その環境の整備に関する関係者間における検討に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（外国からの視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の入手のための環境の整備）

第十三条　国は、視覚障害者等が、盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約の枠組みに基づき、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等であってインターネットにより送信することができるものを外国から十分かつ円滑に入手することができるよう、その入手に関する相談体制の整備その他のその入手のための環境の整備について必要な施策を講ずるものとする。

（端末機器等及びこれに関する情報の入手の支援）

第十四条　国及び地方公共団体は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等を利用するための端末機器等及びこれに関する情報を視覚障害者等が入手することを支援するため、必要な施策を講ずるものとする。

（情報通信技術の習得支援）

第十五条　国及び地方公共団体は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等を利用するに当たって必要となる情報通信技術を視覚障害者等が習得することを支援するため、講習会及び巡回指導の実施の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

（研究開発の推進等）

第十六条　国は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等及びこれを利用するための端末機器等について、視覚障害者等の利便性の一層の向上を図るため、これらに係る先端的な技術等に関する研究開発の推進及びその成果の普及に必要な施策を講ずるものとする。

（人材の育成等）

第十七条　国及び地方公共団体は、特定書籍及び特定電子書籍等の製作並びに公立図書館等、国立国会図書館及び点字図書館における視覚障害者等が利用しやすい書籍等の円滑な利用のための支援に係る人材の育成、資質の向上及び確保を図るため、研修の実施の推進、広報活動の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四章　協議の場等

第十八条　国は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の効果的な推進を図るため、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、総務省その他の関係行政機関の職員、国立国会図書館、公立図書館等、点字図書館、第十条第一号のネットワークを運営する者、特定書籍又は特定電子書籍等の製作を行う者、出版者、視覚障害者等その他の関係者による協議の場を設けることその他関係者の連携協力に関し必要な措置を講ずるものとする。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

■「読書についてのアンケート」実施概要

（１）実施目的

計画策定にあたり、子どもの率直な意見の聞き取りを行うため、市内在学小学生・中学生を対象としたアンケートを実施しました。

（２）実施方法

各児童生徒に配付のタブレット端末で、アンケートフォーマットから回答

（３）実施期間

令和８年５月７日から５月 22 日

（４）実施対象・回答数

市内小学校６年生（829 人）、中学校２年生（783 人）

（５）アンケート結果

※このアンケートの「本」とは紙の本のほかに、パソコンやタブレット、スマートフォンなどで読める本（電子書籍）も入ります。ただし、漫画や雑誌、新聞、教科書や参考書ははいりません

※端数処理（四捨五入）のため、割合の合計は 100%にならない場合があります

質問１　本を読むことが好きですか。（あてはまるもの１つ）

	とても好き	わりと好き	あまり好きではない	好きではない
小学生	161（19%）	376（45%）	188（23%）	102（12%）
中学生	118（15%）	298（38%）	256（33%）	111（14%）

（有効回答数　小学生：827　中学生：783）

質問２　「学校のない休みの日」１日にどのくらいの時間、本を読みますか。（あてはまるもの１つ）

	１時間以上	３０分以上、１時間より少ない	３０分より少ない	全くしていない
小学生	67（８%）	166（20%）	298（36%）	292（35%）
中学生	53（７%）	114（15%）	194（25%）	417（54%）

（有効回答数　小学生：823　中学生：778）

質問３（質問２で「全くしていない」以外を選んだ人）

本を読むきっかけになったことは何ですか。（あてはまるもの全て）

	小学校	中学校
家族や親せきが図書館や書店に連れていってくれたこと	191（37%）	112（31%）
インターネットやＳＮＳなどでの広告、おすすめ	107（20%）	148（42%）
学校での読書についての行事（朝読書の時間など）	151（29%）	95（27%）
友達がおすすめの本を教えてくれたこと	137（26%）	97（27%）
家の中で手に取りやすいところに本が置かれていたこと	147（28%）	80（22%）
家族や親せきがおすすめの本を教えてくれたこと	116（22%）	74（21%）
書店のポップや、広告、おすすめ	78（15%）	92（26%）
学校で手に取りやすいところに本が置かれていること	77（15%）	52（15%）
テレビやラジオ、雑誌や新聞での広告、おすすめ	53（10%）	72（20%）
家族や親せきが本の読み聞かせをしてくれたこと	68（13%）	26（７%）
学校の先生や学校図書館の先生がおすすめの本を教えてくれたこと	44（８%）	32（９%）
課題図書や推せん図書のリスト、本についてのパンフレット	41（８%）	24（７%）
地域の図書館での読書についての行事（おはなし会など）	14（３%）	６（２%）
地域の図書館の人がおすすめの本を教えてくれたこと	11（２%）	７（２%）
その他	89（17%）	51（14%）

（有効回答数　小学生：524　中学生：357）

質問４（質問２で「全くしていない」を選んだ人）

本を読まないのはなぜですか。（あてはまるもの全て）

	小学校	中学校
読みたいと思う本がないから	148（50%）	219（52%）
ゲームをしていて時間がなかったから	138（46%）	194（46%）
テレビやインターネットを見ていて時間がなかったから	130（44%）	201（48%）
友達との遊びや付き合いで時間がなかったから	116（39%）	179（43%）

文字を読むのが苦手だから	92（31%）	152（36%）
電話・メール・ＳＮＳなどをしていて時間がなかったから	61（21%）	158（38%）
クラブ活動や委員会などで時間がなかったから	26（９%）	95（23%）
勉強で時間がなかったから	46（15%）	64（15%）
学校図書館に読みたい本がないから	39（13%）	39（９%）
マンガや雑誌を読んでいて時間がなかったから	26（９%）	49（12%）
書店が近くにないから	22（７%）	44（11%）
地域（ちいき）の図書館に読みたい本がないから	34（11%）	26（６%）
地域（ちいき）の図書館が近くにないから	20（７%）	27（７%）
その他	63（21%）	44（11%）

（有効回答数　小学生：298　中学生：418）

質問５　どうすれば､もっと本を読みたくなると思いますか｡｢～してほしい」「～したい」など、思ったことを自由に書いてください。

【小学校】

・読書の時間がほしい　・電子図書館にもっと本を追加してほしい　・家の近くに図書館があると本を読む　・もう少し文字の大きさを大きくしてほしい　・私達の年代に向けた本を揃えてほしい　・もっと興味が湧くような本が欲しい　・業間休みや昼休みに本を借りたい　・本の感想を伝えたい　・漫画なら読みます　・色を付けてほしい
・もっと本を読みやすくなる空間をつくりたい　・学校で朝読書の時間をつくってほしい
・どうなっても読みたくはならないと思う　・外国（英語）の本がもっとあってほしい
・長い本だと飽きるから短い本を読みたい　・野田にもっと書店を増やしてほしい
・学校の中で、図書室に行く時間がもっと増えるともっと本を読みたくなると思います
・ホラー系の本をもっと増やしてほしい　星や星座、宇宙に関する本を増やしてほしい
・みんなで図書室に行く機会を増やしてほしい　・３～９歳が読む本は本屋にたくさんあるけど、10～13 歳にあう本がなかなか見つからない　・図書室で一回に借りられる本が３冊にしてほしい　・学校以外で本を借りる機会を増やす　自転車で行ける距離に図書館がありません　・図書室に週に 1 回行って本を借りたり読んだりする時間がほしい　・短編小説とか少ない文字数で読める本をもっと図書室に増やしてほしいです　・アニメの小説をもっと学校で増やしてほしい　・本の感想をたくさん言って読むことが増えてほしい　私も本の感想を言いたい　・その人の悩みが解決するような本があったら読みたい　・細かく長い文章を読み続けることが苦手なので読みやすい本が増えてほしい　・そもそも読むのが嫌い本がどう変わろうと読みたくはならない　・雑学の本など、もっと身近にあることを本にしたようなものを増やしたほうが良いと思います　・生徒が読みたい本を投票で決め、ランキングにすればその本が気になってもっと本を読みたいと思う人が増えると思う　・スタンプ

カードなどを作ってプレゼントなどをしてほしいです　そうしたら１年生なども本を読みたくなると思います　　・月イチでみんなのおすすめ本を選んでみんなに読み聞かせをしてみたり、友達に見せてあげたりもありだと思います　　・５分や 10 分で１つの話が終わる本を紹介してほしい　表紙が面白い本を紹介してほしい　私は本が好きです　　・本の内容が短く分かりやすく説明してあるものがたくさんおいてあると、すぐ見みたい本が見つかっていいと思いました　　・学校の図書室のコンピュータで本の題名を打ったらその本がどこにあるかわかるようにしてほしい　　・漫画系の本は読めるけど、最初は色がついていて読めますが、途中から白黒になるので最後まで色を付けてほしいです　　・本を読んでいると目が疲れるたりするのであまり好きじゃないので読みたいと思うことがないです　　・私は図書委員なので本の整理をするようにしているんですが、学校の図書室の本だなが最近ぐちゃぐちゃになっていて使いづらいなと思っています　　・アニメの本を図書室にもっと入れ込む　みんなが好きな本を選ぶためにクロームブックのクラスルームに好きな本を書けるアンケートを作る　　・私、文字ばかりの本を読むと気持ち悪くなっちゃうんですよ　なのでできれば、挿絵が多い本を導入してほしいです　　・おもしろい本を図書室で目立つようにすると、気になって手に取る人も増えると思います　学校の放送で図書委員が週間ごとにおすすめの本を紹会するといいと思う　　・面白い本や、興味深い本が増えたらいいと思う　でも、どうしてもスマホのほうができることが多いからスマホを優先してしまう　　・その本のネタバレをせず、読む前からワクワクできるポップのようなものをたくさん作ってほしい　また、図書室に「〇〇先生おすすめの本！」のような、先生がよく読んでいる本を展示してほしい　　・図書室に来る機会を作って欲しいです　なぜなら、高学年になってくると休み時間が減ってしまって本を読む機会が減ってしまっているからです　あと、学校の図書室の本の種類を増やして欲しいです
・もっと「この本いいよ!」とか、「これ読んでみなよ!」って声をかけてほしい!　そうすれば、家で本を読み時間がもっと長くなると思うし、違う本にも興味をしめせるかもしれないから、積極的に声かけをしてほしい！！　　・みんなのおすすめ本のアンケートなどを作り、送信してもらえばいいと思います　なぜなら、自分は友達からおすすめしてもらった本をいつも読んでいます　その本は自分の好きな本になりました（いつもは読まなかった本なのに）　だから私は『自分の本おすすめアンケート』を提案します！！　　・みんなが読みそうな本を図書室前に置くとか学級文庫に入れて、これが人気だよと図書委員が行動する　そうしないとみんなが本を好きになれないと思います　自分は本に関心を持って読んでます　ですが、今のままじゃ誰も好きになってくれないと思います　図書に対して、どんないいことがあるか、どんな楽しみ方があるか、どんなことを学べるのかを明確に説明する会を開くことです

【中学校】
・もっと文字を大きくしてほしい　・もっと文字が少ない本をおいてほしい　・挿絵がある方が読みやすい　・興味を持てるパッケージにしてほしい　・１ページ目を工夫する　・学校にある本の種類を増やしてほしい　・アニメ系の小説ならもっと読みたいです　・学校で読む時間をつくってほしい　・習い事で忙しいので無理です　・本を読む時間が欲しい　・近所に本屋をつくってほしい　・読むつもり無いからしてほしいことはない　・長い本を読むのがきらい　・学校に漫画を置く　・面白い本を紹介してほしい　・みんなの好きな本をアンケートで取る　・ない、ＳＮＳ見てたほうがおもしろい　・読めばこういう事ができるってことを教えてもらいたい　・おすすめの本とあらすじを書いたポスターなどを掲示したらいいと思う　・週に一回１時間ぐらい本を読む時間をとってほしい　・年に一回でもいいから国語の授業のときに図書室に行きたい　・学校内で読書の時間をとる　本を読むイベントのようなものを開催する　・表紙が興味を引くものだともっと読みたくなると思います　・本を借りると何かもらえるキャンペーン的なものをしてほしい　・読み手を惹かせるようなＰＯＰなどがあれば読みたくなる　・友達におすすめの本を紹介して本を読んでもらいたい　・図書室にもっとストーリー系とかアニメ系の小説が欲しい　・マンガのような絵の入っている読みやすい本をおいてほしい　・「最後まで読まない」 面白くなければ別の本へ移る、気に入ったページだけ読む　・毎日読むページ数を決めて、コツコツ読み続ける　・文字だけじゃストレスなので絵も追加してくれたら嬉しいです　・ゲームより本のほうが面白いと思う本を教えてほしい　・すぐに他の人に借りられるから冊数を増やしてほしい　・学校や地域全体に本がある状況を作り出してほしい　また、図書館なども増やしてほしい　・もっとホップを作ったり、お昼の放送などで宣伝したりしたらいいと思います　・私はよく本を読みますが、気軽に読めて続きが気になるような内容の本だったらみんな読みたがると思います　・中学校だと朝読する時間がないから小学校みたいに朝読や青空本屋さん（小学校のときの読み聞かせ）があるといいのかも　・興味をそそるもの、例えばスポーツがうまくなる本や走るのが早くなるコツなど、そういうものがあれば読むと思います　・家ではあまり本を読む時間がないから、学校の授業で図書室に行って本を読む時間を作ってほしいです　・どういう本が好きかアンケートをして、私の好きな本をいろんな人に知ってもらって、私自身もみんなのおすすめの本を知りたい　・幅広い年齢層の人たちが読みやすくて面白いと思えるような工夫をしてほしい　文章だけではなく絵や表を入れてより色んな人に楽しんでもらえるようにしてほしい　・本が苦手な人でも面白そうと思ってもらえるような広告やポップを学校などのみんなが見る場所に設置してほしい　そもそも近くに本屋がないから増やしてほしい　・小説を紹介する動画などを見ていると「面白そう」「読んでみたい」と、読書意欲が湧いて来るので、図書室等でも同じように本に関する宣伝をしてもらえると嬉しいです　・図書室が毎日空いていたら、色んな人が行きやすい　休み時間に空いていない時があると、予定が合わない人が更に行きにくくなると思いました

・文章が多い活字からではなく、多少絵が書いてあるものや、自分の趣味が書かれている本（スポーツやお菓子作り）などから選ぶととても読みやすいと思います　私は物語系の本や伝記を読むことが好きなのでもっとその２種類を増やしてほしいと思いました　さらに図書室や図書館が家の近くや利用しやすい場所にあるともっと良いと思います　野田市内での図書館の数をもっと増やしてほしいと思いました　　・私が小説にハマったキッカケは「ライトノベル」つまり「ラノベ」です　気軽に読めてアニメの原作のラノベに出会いハマりました　みんなが苦手な理由は、「つまらない」「文字ばっかりで眠くなる」「得意じゃない」が主な理由だとおもいます　ラノベはイラストも定期的に挟まれていたり、ふりがながふられていたりして読みやすいです　図書館や図書室に分厚い本ばかりではなく「ラノベ」のような気軽に有名な作品の原作が読める本を増やしたら好きになる人が増えるのでは？と思います　　・「本」と言う物自体を読ませたいのならば、学校でよく禁止されている漫画なども許可することで本を読む人が増えるのではないでしょうか　　・読むのは好きだけど、読む以上に好きなことがあるので、自習の時間で課題がすべて終わって読書など、自習の時間を増やせば本を読む機会が増えると思います　　・私は、もっと本を読みたくなるためには、「本は難しいもの」というイメージをなくすことが大切だと思います　今はスマホやゲーム、動画など、短い時間でも楽しめるものがたくさんあるので、本を開く前に「めんどくさい」と感じてしまう人も多いと思います　実際に私も、読む前は長そうだなと思うことがあります　でも、一度読み始めると、続きが気になって止まらなくなる本もあります　だからこそ、最初の「読んでみよう」と思えるきっかけが大事だと思います　そのために、学校や図書館には、ただ有名な本を置くだけではなく、中学生でも読みやすくて、「続きが気になる」と思える本をもっと紹介してほしいです　例えば、ミステリーやスポーツ、小説、恋愛、ホラーなど、ジャンルごとにおすすめをまとめれば、「これなら読めそう」と思う人も増えると思います　また、本の表紙やあらすじを見やすく展示したり、人気ランキングを作ったりすると、本に興味を持つきっかけになると思います　さらに、読書は知識が増えるだけではなく、人の考え方や気持ちを知ることができるところも良い点だと思います　本を読むことで、自分とは違う生き方や価値観を知ることができるし、想像力も広がります　スポーツ選手の努力の話を読めば「自分も頑張ろう」と思えるし、物語を読めば登場人物の気持ちを考える力もつくと思います　私は、無理やり「読まなきゃいけない」と考えるより、「少し読んでみたい」と思える環境を作ることが大切だと思います　そして、自分でも興味のあるジャンルを探して、楽しみながら本を読みたいです　本は文字だけに見えるけれど、その中にはたくさんの世界や考え方が入っているので、もっと多くの人が本に興味を持ってほしいと思います

（有効回答数　小学生：736　中学生：527
同様の記述が複数あるもの、及び特徴的な記述であるものを記載）